

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 1 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 高城_地域生活課 | |
| | 電話番号 | 0986-58-2311 | |
| 件名 | | 高城農村環境改善センター高圧受電設備修繕 | |
| 業務等の内容 | | 高城農村環境改善センターの高圧受電設備の取替を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市上水流町2482番地1 | |
| | 名称 | 有限会社宮電 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>高城農村環境改善センターの電気工作物の定期点検において、施設の高圧受電設備（高圧気中負荷開閉器ほか）が、更新時期を経過しているとの報告を受けた。</p> <p>点検事業者からは、高圧受電設備が故障した場合、電力会社からの同一配電線に接続されている地域一帯を停電させてしまう波及事故が発生し、同施設だけではなく施設周辺にまで被害を与える恐れがあることから、早急な対応の必要性を指摘されている。また本施設は災害時等の一次避難所にも指定されていることから、早急に対応する必要がある。</p> <p>上記事業者は、これまでに同施設において照明設備の漏電調査や同器具修繕、低濃度PCB含有変圧器の取替を行った者であり、施設の電気設備の状況を熟知している者である。加えて、電気工作物の定期点検と併せて変圧器の取替を行っており、報告のあった高圧受電設備の状況について詳細を把握していることから、本修繕を短期間で実施するに当たり、最も適した者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月6日 | |
| 契約金額 | | 2,794,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 2 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | スポーツ政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-9546 | |
| 件名 | | プロスポーツ受入準備及び春季キャンプ運営業務委託 | |
| 業務等の内容 | | プロスポーツキャンプの受入準備、運営、イベント等を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市中町17街区2号 | |
| | 名称 | 一般社団法人都城市スポーツコミッション | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>プロスポーツのキャンプや試合については、市内の体育施設において、年間を通じて実施されている。</p> <p>上記事業者は、令和5年度、令和6年度、令和7年度に実施された自主トレ及びプロチームのキャンプや試合準備及び運営について、市と連携し業務を実施した。また、都城運動公園や、今年4月に供用開始した霧島酒造スポーツランド都城の指定管理業務を受託しており、プロが使用するグラウンドの維持管理を担っている。</p> <p>本業務実施に当たっては、過去の自主トレやプロチームのキャンプ・試合の準備運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受入準備、複数の関係者間の連絡調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、本市キャンプの広報活動等を複合的に実施することが求められるが、過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月6日 | |
| 契約金額 | | 81,070,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 3 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | スポーツ政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-9546 | |
| 件名 | | 令和8年春季キャンプおもてなし業務委託 | |
| 業務等の内容 | | プロスポーツキャンプの受入及びキャンプ時のおもてなしに係る業務の委託 | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市都北町5225番地1 | |
| | 名称 | 都城プロ野球キャンプ協力会 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 プロスポーツのキャンプやプロ選手による自主トレについては、市内の体育施設において、例年1月頃から2月頃にかけて実施されている。 上記事業者は、令和4年度から令和7年度11月までに実施された自主トレ及びプロチームキャンプの招宴、公開練習時の対応、ケータリング等について、市と連携し業務を実施した。 また、今年6月に東京ドーム、8月にZOZOマリンスタジアムで実施した「キャンプ地都城DAY」の実施業務を受託し、PRブースの運営や来場者への観光情報発信、抽選会の実施等を行った。 本業務実施に当たっては、過去の自主トレやプロチームキャンプのおもてなしに係る業務を熟知し、チームとの日程調整、ケータリング業者との調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、広報活動等を実施することが求められるが、過去の実績の観点から、円滑な受入準備及び期間中、適切におもてなし業務を実施できる事業者は、上記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月6日 | |
| 契約金額 | | 18,224,825 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 4 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 情報政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2120 | |
| 件名 | | 自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システム移行に係るネットワーク設定作業業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 地方公共団体情報システム機構が、現行の自治体中間サーバー・プラットフォームの機器、ソフトウェア等の保守期限到来に伴い、次期の自治体中間サーバー・プラットフォームへのシステム更改を行うため、その更改に伴いネットワーク設定変更作業を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号 | |
| | 名称 | 行政システム九州株式会社 宮崎支店 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームのネットワーク設定を上記事業者が設定しており、自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム更改に伴い、その設定の変更作業を行うものであるため、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に今回の業務を他の事業者へ委託した場合、上記システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月13日 | |
| 契約金額 | | 1,900,800 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 5 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 総合政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-7161 | |
| 件名 | | スマートインターチェンジ設置候補地事前調査業務委託 | |
| 業務等の内容 | | スマートインターチェンジ設置候補地となる用地の事前調査として、各筆の土地、家屋等の所有者の確認を行う業務を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市姫城町6街区21号 | |
| | 名称 | 都城市土地開発公社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、スマートインターチェンジの設置候補地各筆の所有者の住民票及び戸籍謄本の受領を行った上で、所有者又は相続人を確定する業務である。 本業務については、スマートインターチェンジの事業地として確定に至っていない用地取得に係る調査であるため、秘匿性が極めて高く、非公開業務として進める必要がある。このため、本業務の委託先選定については、業務の性質及び目的が競争入札に適さず、また、実際の業務遂行が見込める団体に依頼する必要がある。 上記事業者は、都城インター工業団地高木北地区及び梅北インター工業団地の事前調査も受託しており、実績のある団体である。 以上の点を考慮し、本市が実施する以上に効率的かつ円滑に実施できるのは、本市に代わって公共用地取得事務を行うことができる専門的な団体として設立した上記団体以外になく、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号に規定される本業務について、同団体と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月14日 | |
| 契約金額 | | 1,705,435 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 6 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 教育政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-9543 | |
| 件名 | | あやめ野中学校ICT環境整備業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 令和8年4月に開校予定の都城市立あやめ野中学校の校内ネットワーク環境整備業務を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市花繰町20号8番地 | |
| | 名称 | 株式会社システム・ナイン | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務委託は、令和8年4月に開校する都城市立あやめ野中学校の、校内ネットワーク及び接続機器の導入等のネットワーク環境整備業務を委託するものである。 現在、他の市立学校で整備されている校内ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの全体の設定変更を行った際に、上記事業者と委託契約した他の事業者と都度調整を行う必要があり、保守費用の増額や作業時間増加による学校事務への支障が考えられる。また、ネットワーク障害等が発生した際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月14日 | |
| 契約金額 | | 1,572,340 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 7 |
|-------------|------|---|---|
| 担当課 | 部課等名 | 教育政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-9543 | |
| 件名 | | あやめ野中学校光回線構築業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 令和8年4月に開校予定の都城市立あやめ野中学校の光回線環境整備の業務を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市中町1街区7号 9F | |
| | 名称 | BTV株式会社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務委託は、令和8年4月に開校する都城市立あやめ野中学校への、光回線の引き込み及び光終端装置設置等のネットワーク環境整備業務を委託するものである。 現在、他の市立学校で整備されている光回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワーク全体の設定変更等を行った際に、上記事業者と委託契約した他の事業者と都度調整を行う必要があり、保守費用の増額や作業時間増加による学校事務への支障が考えられる。また、ネットワーク障害等が発生した際の、責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月14日 | |
| 契約金額 | | 1,122,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 8 |
|-------------|------|---|---|
| 担当課 | 部課等名 | 商工政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2983 | |
| 件名 | | 物価高騰支援券配送等業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 物価高騰支援券交付事業の実施に当たり、事業期間中に送付状作成、物価高騰支援券等の封入封緘及び配送を実施するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市中町14番18号 | |
| | 名称 | 日本郵便株式会社都城郵便局 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和7年12月1日（以下、「基準日」）時点の住民基本台帳に記録されている全市民を送付対象とする事業であり、2月下旬からの配送開始に当たり、基準日以降に転居・転出した者に対しても、変更後の送付先に確実に送付する必要がある。 上記事業者は、期間内に大量の郵便物を確実に取扱うことができ、また、郵便物の転送処理を行うことで、転居・転出者にも配送することができる唯一の事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月15日 | |
| 契約金額 | | 69,889,339 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 9 |
|-------------|------|--|---|
| 担当課 | 部課等名 | 危機管理課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2129 | |
| 件名 | | 全国瞬時警報システム（J-ALERT）受信機更新業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 都城市に設置してある全国瞬時警報システム（Jアラート）機器について、消防庁の基準に適合するよう機器更新を行い、既に整備が完了している防災行政無線システム（同報系）の親局設備と接続する業務を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市高千穂通二丁目1番16番 | |
| | 名称 | NTT西日本株式会社 宮崎支店 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>全国瞬時情報システム（以下「J-ALERT」という。）は、防災行政無線自動機を介入して、既設の防災行政無線（同報系）操作卓と連動することで、ミサイル発射情報や大規模地震、気象庁から発信される特別警報等の時間的に猶予のない緊急事態の発生を瞬時に市内全域に対し緊急情報伝達を行い、迅速な避難行動を促すことを目的として整備されている。</p> <p>J-ALERT機器更新にあたり、既設の関連施設（防災行政無線、本庁舎放送設備、各総合支所等パトライト）との連動性も非常に重要で、Jアラートと関連設備を含めた総合的な正常性確認試験等が必要となる。</p> <p>上記事業者は、現在、既設の防災行政無線設備の保守点検業務を履行中である。本業務を他の事業者へ委託した場合、機器に不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>そのため、Jアラート及び既設防災行政無線設備を熟知している設備構築業者で、かつ、保守点検業務を実施している上記事業者でなければ適切かつ確実な対応が期待できない。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月16日 | |
| 契約金額 | | 5,720,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | | |
|-------------|------|---|----|
| | | 番号 | 10 |
| 担当課 | 部課等名 | 文化財課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-9547 | |
| 件名 | | 相原第1遺跡第3次発掘調査に係る表土剥ぎ用重機賃貸借 | |
| 業務等の内容 | | 相原第1遺跡第3次発掘調査における、表土剥ぎを行うための重機賃貸借 | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市高城町四家628番地 | |
| | 名称 | 株式会社ツモル建設 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 本案件について、辞退した参加業者1者を除く5者で競争入札を執行したところ、1回目、2回目、および3回目いずれも不落となったことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち、見積合せ参加を希望した者は1社のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月21日 | |
| 契約金額 | | 1,216,600 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 11 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 秘書広報課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2472 | |
| 件名 | | 副市長車賃貸借（再リース） | |
| 業務等の内容 | | 現在借り上げている副市長車のリース期間が令和8年1月31日をもって終了するため、リース期間を2年間延長するもの ※令和8年2月1日から令和10年1月31日までの長期継続契約 | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市広島二丁目5番10号 | |
| | 名称 | NX・TCリース&ファイナンス株式会社 宮崎営業所 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当 本件は、現在、リース契約を締結している副市長車の状態が良いため、引き続き、再リース契約を締結するものである。 再リースにより、現在の車両を乗り継いだ場合、同種の新車リース（5年リース）の年額リース料1,267,200円に比べ、607,200円安価な年額リース料となる。 このように、本件については、再リースを締結することにより、新規リース契約を締結するよりも著しく有利な価格で契約を締結することができるため、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月22日 | |
| 契約金額 | | 1,320,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 12 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 環境施設課 | |
| | 電話番号 | 0986-45-6678 | |
| 件名 | | 高崎一般廃棄物最終処分場 埋立地 I 南北シャッター修繕 | |
| 業務等の内容 | | 高崎一般廃棄物最終処分場 処分場 I の南北シャッター（各1か所）が故障し、開閉困難となっているため、修繕を実施するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市高城町桜木229-3 | |
| | 名称 | 文化シャッター株式会社 都城営業所 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該シャッターは、上記事業者が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、故障時についても、同者のみに対応可能である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、性能保証が得られなくなるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月23日 | |
| 契約金額 | | 1,705,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 13 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 総合政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-7161 | |
| 件名 | | スマートインターチェンジ設置候補地用地調査業務委託 | |
| 業務等の内容 | | スマートインターチェンジ設置候補地となる用地の事前調査として、用地関連図面等の作成を行う業務を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市淀川三丁目8番17号 | |
| | 名称 | 株式会社福山コンサルタント 宮崎事務所 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、スマートインターチェンジの設置候補地の用地に関する事前調査として、用地関連の図面等の作成を行う業務である。 本業務については、スマートインターチェンジの事業地として確定に至っていない用地に関する業務であるため、秘匿性が極めて高く、事業実現可能性やスマートインターチェンジの形状決定にも大きく影響するものである。 スマートインターチェンジの形状決定に向けて、関係機関との協議により検討を進めていく中で、重要な判断要素のひとつとして、迅速な対応が求められる。 上記事業者は、スマートインターチェンジに関する調査検討業務を受託しており、関係機関との協議結果を踏まえた迅速かつ適切な対応が可能である。 仮に他の事業者が本業務を履行した場合、技術的な視点からのスマートインターチェンジの形状変更等に対応できず、円滑かつ確実な履行が見込めない。 上記の理由により、業務の性質及び目的が競争入札に適さないため、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月28日 | |
| 契約金額 | | 3,773,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 14 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | みやこんじょPR課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2615 | |
| 件名 | | 関之尾公園住箱塗装修繕 | |
| 業務等の内容 | | 関之尾公園内の住箱（トレーラーハウス）について、計画修繕として塗装を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 福岡県糟屋郡須恵町旅石207-3 オフィスパレア須恵IV2号 | |
| | 名称 | 菊水化学工業株式会社 福岡住宅支店 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者は、当該住箱の設置業者である株式会社スノーピークの関連会社として、建物の構造、使用材料、施工方法等について最も詳細な知識と技術を有しており、適切な修繕を実施するためには同社の専門的な技術力が不可欠である。また、現在契約不適合責任期間内であり、設置業者以外による施工を行った場合、今後の不具合発生時に責任の所在が不明確となるリスクがあるため、同社による施工により継続的な品質保証と責任体制を維持する必要がある。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月29日 | |
| 契約金額 | | 1,210,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 15 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 建築対策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2585 | |
| 件名 | | R7都建第3号 ダイレクトメール郵送業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 木造住宅の耐震化に関するダイレクトメールの印刷業務等を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市八幡町1街区5号 | |
| | 名称 | 株式会社東謄写堂 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、5者を指名し競争入札を執行したところ、3回目の入札においても不落であったため、不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち、見積合わせ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年1月29日 | |
| 契約金額 | | 2,255,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 16 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | みやこんじょPR課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2615 | |
| 件名 | | かかしの里ゆぼっぽ脱衣場内非常灯照明取替修繕 | |
| 業務等の内容 | | 脱衣場内非常灯照明取替修繕 | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市山田町山田2131番地の3 | |
| | 名称 | 山田電業 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>かかしの里ゆぼっぽの脱衣場内の非常灯照明は、利用者の安心・安全確保の観点から重要な設備であるが、老朽化が著しい状態であり、万が一の災害に備え早急に取替修繕をする必要がある。</p> <p>現在、同施設では、山田町内で唯一の電気事業者である上記事業者が「照明器具取替修繕（浴場洗い場）」を施工中であり、本案件はその取替修繕と同じ電気配線のラインでの施工が必要である。また、同施設の営業の観点から、休館中での施工となるため、同一の事業者が同時期に並行して行うことにより、工期の短縮が見込める。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工する場合、同じ電気配線のライン施工に、二つの事業者が混在することになり、万が一、不足の事態が起これば、その責任の所在が不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月3日 | |
| 契約金額 | | 1,013,100 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 17 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | 道路公園課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2613 | |
| 件名 | | 市内各公園遊具修繕 | |
| 業務等の内容 | | 市内各公園の遊具定期点検結果をもとに、経年劣化及び安全基準に満たない複合遊具及び単体遊具を修繕するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸677番地 | |
| | 名称 | 株式会社日光製作所 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、令和7年度公園等遊具定期点検業務委託を実施した結果、経年劣化及び安全基準に満たない一万城第1児童公園外16公園に設置してある複合遊具及び単体遊具の修繕を行うものである。 本件における遊具の設置及び定期点検業務については、上記事業者が実施しており、本遊具の取替部品（特殊金具・固定部品）は、他社では製造していない独自の部品を使用しているため、修繕箇所の速やかな対応が見込める。 仮に他の事業者が修繕を施工した場合、定期点検事業者と修繕事業者が混在することになり、定期点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、遊具に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、本業務を早急かつ適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月4日 | |
| 契約金額 | | 8,690,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 18 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 秘書広報課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-3174 | |
| 件名 | | 新都城市誕生20周年PR広告業務 | |
| 業務等の内容 | | 新都城市誕生20周年広報の一環として、発注者が作成したPRする原稿内容や企画を宮崎日日新聞に掲載し、広く周知するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市中原町39街区1号 | |
| | 名称 | 株式会社都城宮日サービスセンター | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、新都城市誕生20周年広報の一環として、新聞紙面にPRする広告を掲載し、広く周知することを目的としていることから、本市で最多の発行部数の宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的な方法である。 なお、宮崎日日新聞への広告掲載に当たっては、同新聞社の広告代理店である上記事業者と契約する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 各新聞社の市内販売部数（令和7年4月時点） 1. 宮崎日日新聞 20,440部 2. 朝日新聞 1,735部 3. 毎日新聞 2,597部 4. 読売新聞 3,855部 5. 日経新聞 735部 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月5日 | |
| 契約金額 | | 1,622,500 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 19 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 道路公園課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2775 | |
| 委託業務名 | | R7 道改測 第8号 高木・広瀬線（広瀬工区） 修正用地測量業務委託 | |
| 業務概要 | | 高木・広瀬線（広瀬工区）用地測量業務委託の登記に関わる成果品について、地震の影響により基準点に変動が生じ、法務局へ提出する資料に修正作業が必要となったため、修正業務を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市中原町38街区9号 | |
| | 名称 | 正栄技術コンサルタント株式会社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者は、高木・広瀬線（広瀬工区）用地測量業務委託の受注者であることから、事業内容及び成果について熟知しており、他業者が受注した場合と比べ現場調査や成果品把握の必要が無く、作業項目が最低限に抑えられ、業務委託費の縮減も図られる。 また、工事早期着手のため、令和8年度当初には用地交渉及び契約を行う必要があり、競争入札に付す期間が確保できない。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月5日 | |
| 業務委託料 | | 1,133,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 20 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 高崎_地域生活課 | |
| | 電話番号 | 0986-62-1111 | |
| 件名 | | 荒場自治公民館法面復旧修繕 | |
| 業務等の内容 | | 法面復旧 L=20m | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市高崎町前田706番地 | |
| | 名称 | 平満工業有限会社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本案件は荒場自治公民館の法面崩壊に伴う復旧のための修繕である。 被災した法面直下に人家があり、崩土が既に人家の倉庫の壁を押し出して非常に危険な状態であることから、早期着工・早期完成を目指している。 早急に対応可能な受注者を選定する必要があるが、近隣の業者に相談するも、既に工事請負中で、工期末で早急な対応が困難と回答があるなか、上記業者は早急に対応可能と回答があったことから上記業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月6日 | |
| 契約金額 | | 2,998,600 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 21 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | みやこんじょPR課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2615 | |
| 件名 | | 庄内川（関之尾公園内甌穴箇所）河床浚渫業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 庄内川（関之尾公園内）の河床浚渫業務を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市吉尾町2159番地 | |
| | 名称 | 株式会社都城北諸地区清掃公社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、庄内川（関之尾公園内）に架かる潜水橋（下流側）付近に堆積した河川の土砂等の浚渫業務を行うものである。</p> <p>近年、土砂の堆積範囲が、当該潜水橋から上流側に広がっており、土砂が甌穴岩の上にまで堆積し、甌穴が見えなくなっている箇所もある。</p> <p>このため、潜水橋に引っ掛かった流木や枝木等の除去に加え、土砂を除去しなければ、堆積した土砂によって川の水嵩が増し、更に甌穴が見えにくくなり、景観及び河川環境の悪化が懸念される。</p> <p>また、このような状況は、令和6年4月にリニューアルオープンし、大勢の観光客が訪れる同公園の魅力に大きな影響を与え兼ねない。</p> <p>本業務に関しては、国指定の天然記念物である甌穴岩を傷つけないよう配慮し、甌穴の岩と岩の隙間深くに入り込んだ土砂を撤去する必要があるため、特殊強力吸引車という特殊な車両を使用して土砂を吸引し撤去する内容となっている。</p> <p>上記事業者は、多くの特殊環境下での浚渫業務実績があり、業務の特性について精通しており、また、本業務の実施に必要な大型の特殊強力吸引車を複数台所有していること、当該公園での同業務実績があること等から、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月6日 | |
| 契約金額 | | 3,478,200 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | | |
|-------------|------|---|----|
| | | 番号 | 22 |
| 担当課 | 部課等名 | 高崎_地域生活課 | |
| | 電話番号 | 0986-62-1111 | |
| 件名 | | 高崎福祉保健センター高圧ケーブル取替修繕 | |
| 業務等の内容 | | 高崎福祉保健センターの高圧ケーブル取替修繕を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市大字赤江2番地 | |
| | 名称 | 株式会社九南 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本業務は、高崎福祉保健センター（以下「施設」という）の高圧引込ケーブル取替修繕を行うものである。 施設の電気保安管理者である、一般社団法人九州電気管理技術者協会（以下「技術者協会」という）が電気工作物点検を行ったところ、埋設ケーブルの経年劣化により、絶縁抵抗値が低下しているとの報告を受けた。早急に取替修繕に着手しなければ、施設の停電が発生し、近隣への波及事故を起こす可能性があり、市民に不利益を与え、多大な迷惑をかけることになる。 そのため、本件については、一刻も早い対応が求められ、競争入札に付する時間がないことから、一旦技術者協会に修繕作業を打診したが、対応できないとのことであったため、技術者協会に同行し、一緒に調査を行った上記事業者が詳細を把握しており、早急な修繕が期待できること、また、当該事業者は本市において、過去、電気工事の豊富な実績を有していることから、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月9日 | |
| 契約金額 | | 1,760,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 23 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | ふるさと納税課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2452 | |
| 件名 | | GDOふるさと納税訴求広告業務委託 | |
| 業務等の内容 | | GDO（ゴルフダイジェスト・オンライン）アプリ内でのバナー広告の掲載及び会員向けメールマガジンの配信を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 東京都品川区東五反田二丁目10番2号 東五反田スクエア8階 | |
| | 名称 | 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、より多くの寄附を獲得するため、GDO（ゴルフダイジェスト・オンライン）アプリ内でのバナー広告の掲載及び同社会員向けメールマガジンの配信を行うものである。 GDOは、ゴルフ情報の発信をはじめ、ゴルフ場予約、用品販売、レッスン事業など幅広いサービスを提供している国内最大級のゴルフメディアであり、会員数は600万人を超える。 また、本市の主力返礼品であるダンロップ製ゴルフクラブは、同社会員との親和性が高く、会員への訴求は寄附額増加に向けて高い効果が見込まれる。 さらに、同サイト内での広告掲載や会員への直接的なアプローチが可能なのは、当該事業者に限られる。 以上の理由により、当該事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月13日 | |
| 契約金額 | | 5,830,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 24 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 学校給食課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2617 | |
| 件名 | | 都城市都城学校給食センター A調理場エアシャワー修繕 | |
| 業務等の内容 | | 都城市都城学校給食センターA調理場準備室前エアシャワーの修繕を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2-15-19 KS・Tビル2階 | |
| | 名称 | 進和テック株式会社 福岡支店 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 今回修繕を行うエアシャワーは、都城学校給食センターA調理場準備室前に設置されている設備であり、調理場へ立ち入る者に付着している可能性のあるホコリ、毛髪等を除去し、調理場内への異物の持ち込みを防ぐ重要な設備である。 エアシャワーの出入り口は自動ドアとなっており、エアシャワー内と調理場側の空気が混ざるのを防ぐために、エアシャワー内の送風・集塵のオンオフと出入り口のドアの開閉とが連動する仕組みとなっている。エアシャワーは、都城学校給食センターの供用が開始された平成20年以降、使用し続けていたものであるが、経年劣化等によりドアの自動開閉が不能となっており、送風・集塵のオンオフの連動も機能していないという不具合が生じている。 エアシャワーは調理場内の良好な衛生状態を維持するために重要な設備であり、速やかに修繕を行う必要がある。 上記事業者は、今回修繕を行うエアシャワーを製造・設置した事業者であるため、機器の構造及び取り扱いに精通しており、本修繕を適切かつ確実に施工することができる。仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者と修繕事業者が混在することになり、修繕後に何らかの動作不良等が生じた場合に責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障を来す可能性が高い。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月13日 | |
| 契約金額 | | 3,261,500 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 25 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 道路公園課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2613 | |
| 件名 | | 早水公園 街灯水銀ランプ取替修繕 | |
| 業務等の内容 | | 水銀に関する水俣条約により、水銀灯の製造、輸出入が禁止されたことに伴い、早水公園内に設置してある水銀ランプをLEDランプへ取替えるもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市南鷹尾町2街区25号 | |
| | 名称 | 有限会社ナガノ電設 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、早水公園内に設置してある街灯のうち水銀灯16基をLEDランプへ交換する修繕である。16基の水銀灯は、不点灯のものが複数あるため安全性確保及び市民サービス向上のためにも早急に対応が必要である。 現在、早水公園内の街灯建替え工事を上記事業者が受注しており、その工事にあたって早水公園内の全ての街灯を調査し、本件の水銀灯の状況についても十分に把握しているため、材料発注から施工着手、完了まで速やかな対応が可能である。さらに、修繕における重機等は工事に用いているものを使用するため、他事業者へ依頼するよりも大幅なコスト削減が見込める。 以上の理由により、本件を早急かつ適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月16日 | |
| 契約金額 | | 1,760,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | | |
|-------------|------|---|----|
| | | 番号 | 26 |
| 担当課 | 部課等名 | 道路公園課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2613 | |
| 件名 | | 神柱公園 街灯水銀ランプ取替修繕 | |
| 業務等の内容 | | 水銀に関する水俣条約により、水銀灯の製造、輸出入が禁止されたことに伴い、神柱公園内に設置してある水銀ランプをLEDランプへ取替えるもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市豊満町551番地5 | |
| | 名称 | 株式会社ワサダ電気 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、神柱公園内に設置してある街灯のうち水銀灯12基をLEDランプへ交換する修繕である。12基の水銀灯は、不点灯のものが複数あるため安全性確保及び市民サービス向上のためにも早急に対応が必要である。 現在、神柱公園内の街灯建替え工事を上記事業者が受注しており、その工事にあたって神柱公園内の全ての街灯を調査し、本件の水銀灯の状況についても十分に把握しているため、材料発注から施工着手、完了まで速やかな対応が可能である。さらに、修繕における重機等は工事に用いているものを使用するため、他事業者へ依頼するよりも大幅なコスト削減が見込める。 以上の理由により、本件を早急かつ適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月16日 | |
| 契約金額 | | 1,155,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 27 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 財産活用課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2672 | |
| 件名 | | 本庁舎南別館3階間仕切り壁設置ほかレイアウト変更業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 令和8年度の市の組織再編による、南別館3階国スポ・障スポ大会局の拡大に伴う間仕切り壁の撤去及び更衣室の壁設置、南別館2階キャビネット移設を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市早鈴町1500番地1 | |
| | 名称 | 株式会社弓削建設 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本件は、令和8年度の市の組織再編に伴う南別館のレイアウト変更の実施に際して、南別館3階間仕切り壁の撤去及び更衣室の壁設置、南別館2階キャビネットの移設を行うものである。 本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったもので、令和8年度開始までの短期間、しかも閉庁時という拘束された中で完了させなければならない、本件の想定される工期及び資材や職人の確保を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。 仮に、令和8年度開始までに本業務が完了できず、予定している供用開始時期に間に合わない事態になると、市の業務の履行に影響が生じ、各種市民サービスに大きな影響を及ぼすことになる。 この点、上記事業者は見積準備として現地調査を複数回行っており、また、過去にもこのレイアウト改修を手がけたことがあるため、現状を熟知している。 また、レイアウト変更の日時が決められており、入札等の期間を確保することが困難であることから、本年度中に施工完了が可能である上記業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年2月18日 | |
| 契約金額 | | 2,409,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 28 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | スポーツ政策課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-9546 | |
| 件名 | | 都城運動公園野球場スコアボード遮熱処理業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 都城運動公園野球場スコアボードの遮熱処理を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市志比田町5981番地2 | |
| | 名称 | 株式会社川畑板金 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、野球場スコアボードに遮熱処理を施し、日光等による熱負荷を低減し、内部に設置された精密電子機器の保護及び温度の安定化を図ることを目的としており、単なる遮熱対策ではなく、内部温度の上昇を確実に抑制できる高い遮熱性能を要件として設定している。</p> <p>遮熱性能を評価するうえで重要な指標である熱輻射率について、当課としては、室内温度の保持および機器保護の観点から、熱輻射率99.999%、アルミホイル厚7.2ミクロンを必要性能と定義した。これらの数値は、製品カタログ等に基づく客観的な性能指標である。</p> <p>市場調査及び製品情報の確認の結果、上記性能要件を同時に満たす遮熱材は「リフレクティックス」以外に確認できず、一般的な遮熱材（アルミホイル厚14ミクロン程度）では、本業務が求める熱輻射性能に達しないことから、現実的に同等品は存在しないと判断した。</p> <p>また、「リフレクティックス」は製品構造及び施工方法に専門性を要し、正規代理店による施工が前提となっている遮熱材であり、県内において当該製品の施工が可能な事業者は、株式会社川畑板金のみである。</p> <p>以上のことから、同等品可とした場合であっても実質的な競争性は確保できず、性質および目的が競争入札に適さないものと考えため、上記事業者と随意契約するものである。</p> | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月6日 | |
| 契約金額 | | 4,186,490 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 29 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 山田_産業建設課 | |
| | 電話番号 | 0986-64-1113 | |
| 工事名 | | 単災第1号 山口・宇都ノ口線法面工事 | |
| 工事概要 | | 土工 一式 モルタル吹付工 289.0m ² 大型土のう設置 20袋 | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市山田町山田6095番地2 | |
| | 名称 | 株式会社北諸開発 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 令和7年6月の豪雨により、市道山口・宇都ノ口線の路肩と、隣接する個人所有の山林が崩壊し、土砂及び樹木が県管理の山田川に流入した結果、河道が埋塞し、護岸が被災した。 本件は、市道（市管理）と山田川（県管理）が同時に被災した複合災害であり、道路法面と河川の復旧を一体的に施工することが、コスト削減及び二次災害防止の観点から最も効率的かつ効果的である。 県はすでに河川災害復旧工事を株式会社北諸開発と契約している。同社は現場状況を詳細に把握しており、一体的に実施することにより工程の最適化が図られ、全体工期の短縮が見込まれる。これにより、地域住民や農業活動への影響を最小限に抑えることが可能となる。また、現場の安全管理体制が一元化され、事故防止及び円滑な作業進行につながる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月10日 | |
| 工事請負金額 | | 6,295,300 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 30 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | ふるさと納税課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2452 | |
| 件名 | | 都城市特産品紹介用画像作成業務委託 | |
| 業務等の内容 | | ふるさと納税返礼品取扱事業者が取り扱う都城市の特産品の魅力を最大限に引き出し、特産品としての価値を高めることを目的に、インターネットや紙媒体で紹介する際の高品質な画像を作成委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市上川東4-5975-1 都城サンプラザホテル2階 | |
| | 名称 | YACKデザイン株式会社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記事業者は、地域の特産品を取り扱うふるさと納税の寄附額全国上位の別海町が業務委託先として採用している実績を持ち、その画像作成により寄附額の顕著な増加に貢献している。特産品の魅力を伝えるためには、単なる商品写真ではなく、視覚的に訴求力の高い画像が不可欠である。 また、上記事業者の特長は、高品質な写真撮影技術に留まらず、特産品の調理シーンの提案や活用方法の演出、さらに商品の特性を的確に捉えた魅力的なキャッチコピーの作成まで一貫して提供できる点にある。これにより、特産品の魅力を総合的に発信し、本市への関心を高めることが期待できる。さらに、1月に実施した同事業による効果としては、転換率（ページを見た人が特産品を申込率）が平均40%向上した。 以上の理由から、同事業者でなければ、本業務の目的は達成できないため、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月10日 | |
| 契約金額 | | 4,758,325 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 31 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | 住宅施設課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-3105 | |
| 件名 | | 住宅管理システム標準化対応業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 住宅管理システムが基幹系システム標準化に対応するための連携改修業務を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市錦町1-10 | |
| | 名称 | 富士通Japan株式会社 西日本公共ビジネス統括部（宮崎） | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、本市で導入している住宅管理システム（以下「本システム」という。）が本市の基幹系システム標準化に対応するための連携改修を行う業務である。 本システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、本システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月10日 | |
| 契約金額 | | 5,390,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 32 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | 秘書広報課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-3174 | |
| 物品の名称 | | 令和8年度「広報都城」及び「暮らしの情報」 | |
| 物品の詳細 | | 令和8年度の「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市都北町7284番地1 | |
| | 名称 | 株式会社都城新生社印刷 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は令和8年度に市内配布する「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うものである。本件においては、それぞれ、色・デザイン等により分類された複数の規格があるため、規格ごとに納入業者が異なると、レイアウトやフォント等が異なり、「広報都城」及び「暮らしの情報」の統一性が図れなくなる可能性がある。また、複数の事業者が受注者となると、事業者によって納入時期が異なり、事務が煩雑化するため、同一事業者が実施することが望ましい。さらには、総合的に有利な価格を提示した事業者を落札者とする必要があるため、規格ごとの単価を比較する必要がある。 以上のことから、競争入札によらず、それぞれの単価に予定数量を乗じた額の合計額で見積もり合わせを行った結果、上記事業者が提出した見積額が最も安価であったため、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月12日 | |
| 契約金額 | | 40,589,296 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 33 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | 秘書広報課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-3174 | |
| 件名 | | ケーブルテレビジョン放送制作業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 市政情報番組「みやこんじょジャーナル」を通じて、番組を視聴可能な人達に、都城市の旬な情報を広くPRすることを目的とした番組の制作および放送を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市中町1街区7号 9F | |
| | 名称 | BTV株式会社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市政情報番組「みやこんじょジャーナル」を通じて、番組を視聴可能な人達に、都城市の旬な情報を広くPRすることを目的とした番組の制作及び放送を行うものである。 上記事業者は、ケーブルテレビ網を通じて、都城市、三股町及び曽於市の情報を中心とした番組を制作し、発信することができる市内で唯一のケーブルテレビ局である。 以上の理由により、本業務を実施できる唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月16日 | |
| 契約金額 | | 3,685,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 34 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 介護保険課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2114 | |
| 件名 | | 令和7年度介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託 | |
| 業務等の内容 | | 令和7年度に施行される介護報酬改定等に伴いAcrocity介護保険システムの改修を委託するもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号 | |
| | 名称 | 行政システム九州株式会社 宮崎支店 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は介護報酬等の一部改訂に伴い、現在稼働している基幹システムAcrocity（以下、「本システム」という。）を改修する業務委託である。 本システムは、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、行政事務に支障が出るおそれがあり、また、本業務の履行後に本システムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月18日 | |
| 契約金額 | | 1,199,000 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 35 |
|-------------|------|--|----|
| 担当課 | 部課等名 | 財産活用課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2672 | |
| 件名 | | 機構改革に伴う電話・LAN・コンセント配線修繕 | |
| 業務等の内容 | | 機構改革に伴う電話・LAN・コンセント配線の修繕を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市早鈴町1496番地 | |
| | 名称 | 九州電通建設株式会社 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕の施工に当たっては、適切かつ確実な施工を行うことはもとより、改修後の機器に故障が生じた場合、行政事務の停滞を最小限に抑えるため速やかに復旧が図れるようにすることが重要である。 この点、上記事業者は、本庁舎における電話回線の導入事業者であり、現在の保守事業者でもあるため、これらの回線に精通しており、確実な施工が可能である。 また、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、導入事業者、保守事業者及び改修事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。さらに、責任の所在も不明確となり、行政事務に多大な影響を来す可能性がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月19日 | |
| 契約金額 | | 2,007,500 円 | |

令和7年度 随意契約理由書

| | | 番号 | 36 |
|-------------|------|---|----|
| 担当課 | 部課等名 | 道路公園課 | |
| | 電話番号 | 0986-23-2775 | |
| 工事名 | | R7 道改 第3号 高木・広瀬線（広瀬工区） パイプライン移設工事 | |
| 工事概要 | | 高木・広瀬線（広瀬工区）道路改良工事計画範囲におけるパイプラインが工事支障となるため、移設を行うもの | |
| 契約の相手方 | 所在地 | 宮崎県都城市太郎坊町6835番地49 | |
| | 名称 | 株式会社桜 | |
| 契約の相手方の選定理由 | | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は高木・広瀬線（広瀬工区）道路改良工事計画範囲におけるパイプラインが工事支障となるため、移設を行うものである。 当該パイプラインは上記事業者が施工業者であるため、埋設状況や仕様を熟知している。また、管理業務も請負っており、地元からの信頼も厚く関係性も良いことから、耕作地に立ち入っての移設工事を円滑に作業できることから、次期道路改良工事の早期執行が見込める。 さらに、上記事業者から徴取した見積金額と通常積算を比較すると約340万円ほどの縮減を図ることができる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。 | |
| 契約締結日 | | 令和8年3月24日 | |
| 工事請負金額 | | 7,480,000 円 | |